

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月17日
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	雄谷 敦史
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	日興エボリューション
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限5兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年7月20日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社との委託契約を解除し、日興アセットマネジメント株式会社による直接運用へ変更することなどに伴う記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部___は訂正部分を示し、<更新・追加>に記載している内容は原届出書が更新・追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの基本的性格

2) 属性区分

<更新・追加>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (除く日本)	
大型株	年2回		
中小型株		日本	
債券	年4回	北米	あり ()
一般	年6回 (隔月)	欧州	
公債		アジア	
社債		オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ	
その他資産 ()		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

株式 一般

当ファンドは、株式に投資を行いません。「株式 一般」とは、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(除く日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

ファンドの特色

<更新・追加>

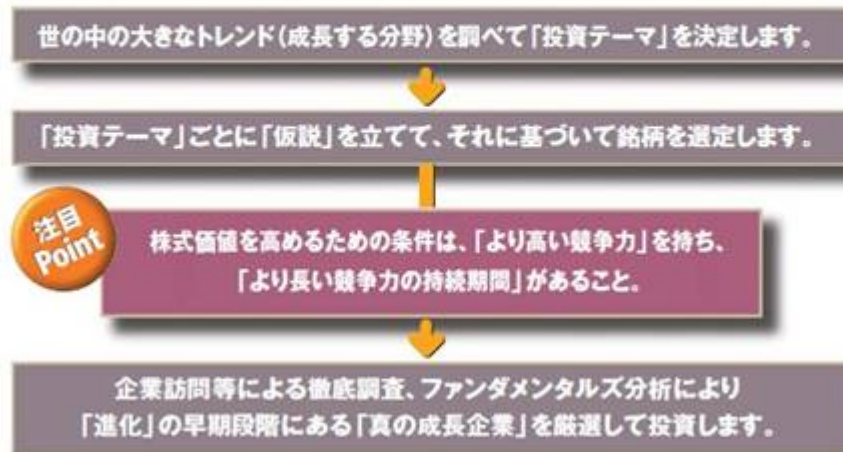
- 1 急成長する企業にいち早く投資することをめざします。
- 2 グローバルトレンドの分析にもとづく仮説(テーマ)を立て、銘柄を選定します。
- 3 日本株式を中心に運用しますが、純資産総額の30%を上限に外国株式にも投資することがあります。
- 4 中長期的な株式市場の下落局面では、国内株価指数先物による売りヘッジ及び米国国債への投資を行なうことがあります。(共に純資産総額の50%を上限とします。)

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

※2012年8月18日から日興アセットマネジメントによる運用に移行しました。

「仮説」に基づき「進化を遂げる企業」を早期に発見します。

今後どのような分野が成長するのか(投資テーマを決める)、その中でどの企業が勝ち組として生き残っていくのか(仮説を立てて、常に検証、修正しながらフォローする)を、幅広く検索し、方向性を絞り込み、詳しく調べ、正しく判断し、決断する、というプロセスで、投資候補先の絞り込みから、調査・分析を行ない、企業の進化の早期段階でいち早く投資を開始します。業種や企業規模にとらわれることなく、世の中の激しい変化に機敏に対応し、企業価値を高めていける「進化した企業」への中長期的な投資を通じて、信託財産の積極的な成長をめざします。



※「投資テーマ」によっては、国内に有望企業が存在しないような場合、外国株式に投資することがあります。

■主な投資制限

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の75%以下とします。

■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※2012年8月18日から日興アセットマネジメントによる運用に移行しました。

●現在考える主な中長期的投資テーマ●

中長期的視点で投資テーマを設定する中で、
現実化しつつある動きにも注目して銘柄選定を行なっています。

新興国における購買力の上昇

中国をはじめとする新興国は経済成長・国民所得の上昇により、これまでの生産地から消費地へと変わりつつあります。今後成長する新興国での需要増加を取り込むことのできる企業は安定した成長が期待できます。

消費行動の変化

ネットワークサービスの向上により、消費者の消費行動にも変化が見られます。スマートフォンの普及もあって、インターネットを介した物の購買、情報取得、コミュニケーションなどのさらなる拡大が見込まれます。

人口動態・構造の変化

高齢化の進展により、今後医療・介護などに対するニーズの増加が見込まれます。当面は国内での市場拡大が期待されますが、将来的には中国などでも高齢化による需要増加が期待できます。

インフラ需要の拡大

東日本大震災の復興需要のほか、新興国における需要拡大が続くなか、今後建設資材をはじめインフラ需要の本格的な増加が期待されます。また、ネットワークサービスを支えるインフラの拡充も期待され、日本経済の下支えになることが期待されます。

グローバルな競争力

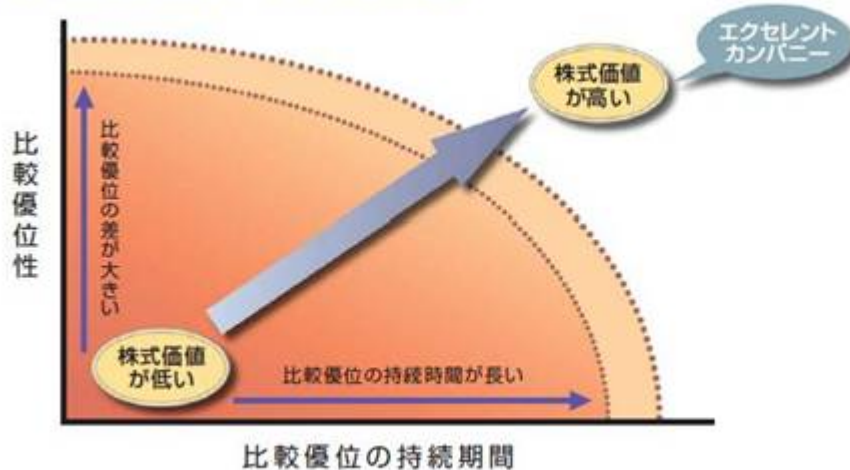
TVなどの家電製品は、韓国勢などの台頭によりシェアを奪われつつありますが、日本にも精密・機械などで、まだまだ国際競争力を有し、グローバルでの需要拡大の恩恵を享受できる企業が多く存在します。

株式価値の継続的な向上

株式価値の向上は、何も営業利益の増加だけではありません。利益拡大は緩慢・横ばいでも、安定的な利益を上げることのできる企業の中には、継続的な自社株買いや増配によって株式価値を向上させている企業もあります。

※上記「投資テーマ」は将来変更になる場合があります。

株式価値を示す「比較優位性」とその「持続期間」



※上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

■市場の影響を軽減させることもあります。

市場全体が中長期的に下落傾向にあり、当ファンドの組入銘柄についても当面は市場全体の影響を受けざるを得ないと判断した時は、下記の範囲で国内株価指数先物の売りや米国国債への投資で市場の影響を軽減させることもあります。

1 国内株価指数先物による売りヘッジ

上限は純資産総額に対して50%までとします。

2 米国国債への投資

上限は純資産総額に対して50%までとします。

金融市場全体の信用不安が高まり「Flight to Quality」（質への逃避）が起こった時に投資を行なうことがあります。

（２）ファンドの沿革

<訂正前>

平成12年4月21日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成18年8月31日

- ・日興AMインターナショナル・インクの外国株式における投資助言にかかる投資顧問契約の解約

平成21年4月20日

- ・信託期間の更新（信託終了日を平成22年4月20日から平成27年4月20日へ変更）

平成24年8月18日

- ・ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社との委託契約を解除し、日興アセットマネジメント株式会社による直接運用へ変更（予定）

<訂正後>

平成12年4月21日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成18年8月31日

- ・日興AMインターナショナル・インクの外国株式における投資助言にかかる投資顧問契約の解約

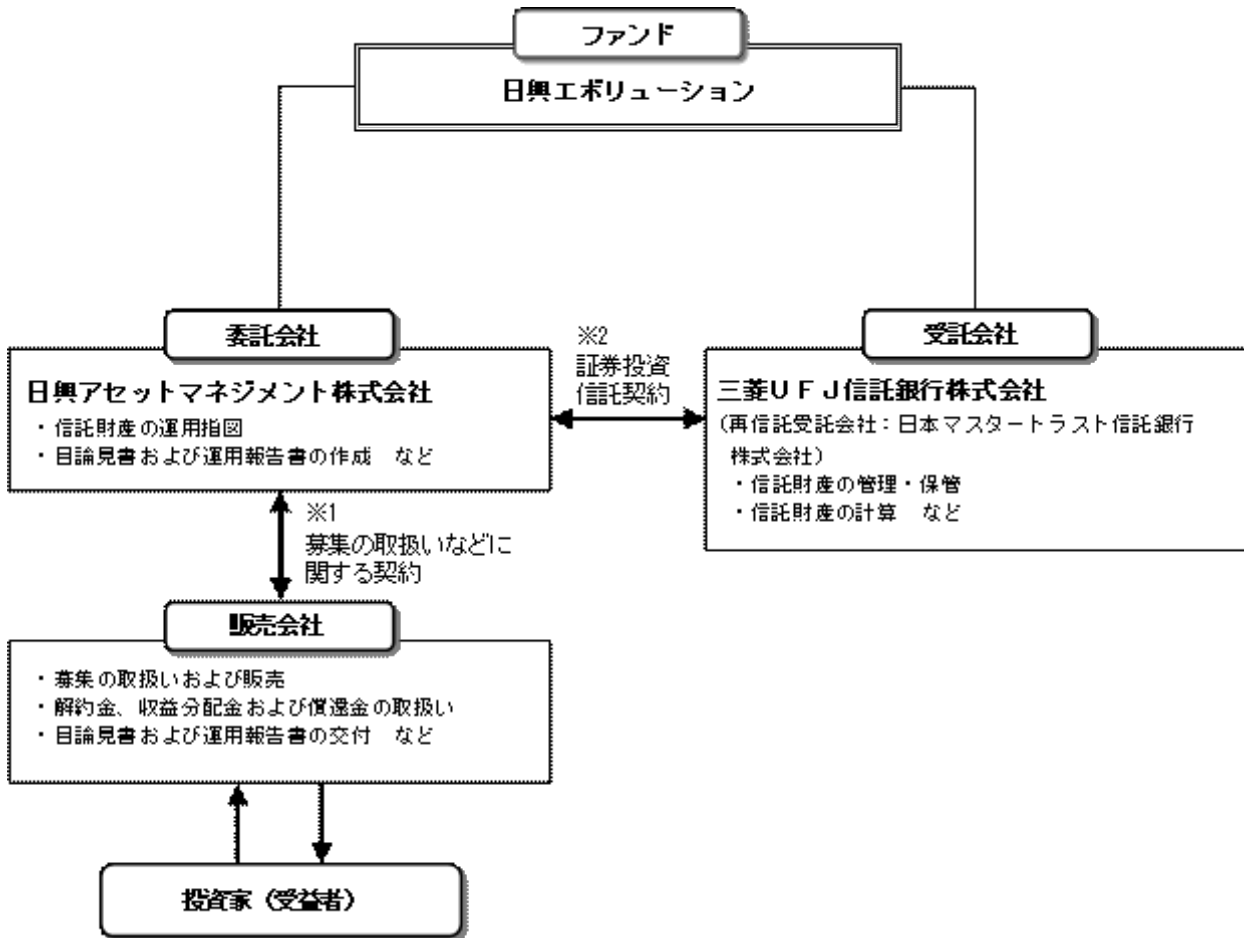
平成21年4月20日

- ・信託期間の更新（信託終了日を平成22年4月20日から平成27年4月20日へ変更）

平成24年8月18日

- ・ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社との委託契約を解除し、日興アセットマネジメント株式会社による直接運用へ変更

(3) ファンドの仕組み
 ファンドの仕組み
 <更新・追加>



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

< 訂正前 >

委託会社の概況（平成24年5月末現在）

1）～ 3）（略）

< 訂正後 >

委託会社の概況（平成24年6月末現在）

1）～ 3）（略）

2 投資方針

(2) 投資対象

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

< 訂正前 >

1）～ 17）（略）

2012年8月18日より、以下の様に変更する予定です。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）～ 8）の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12）に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18）の有価証券の性質を有するもの

< 訂正後 >

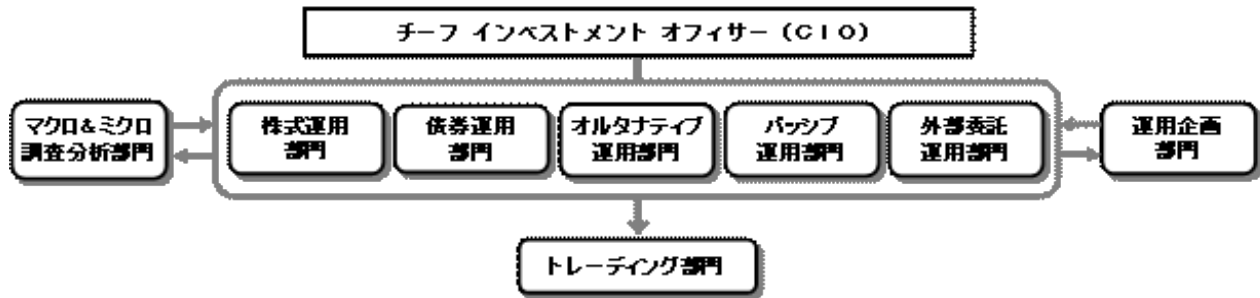
（削除）

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）～ 8）の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

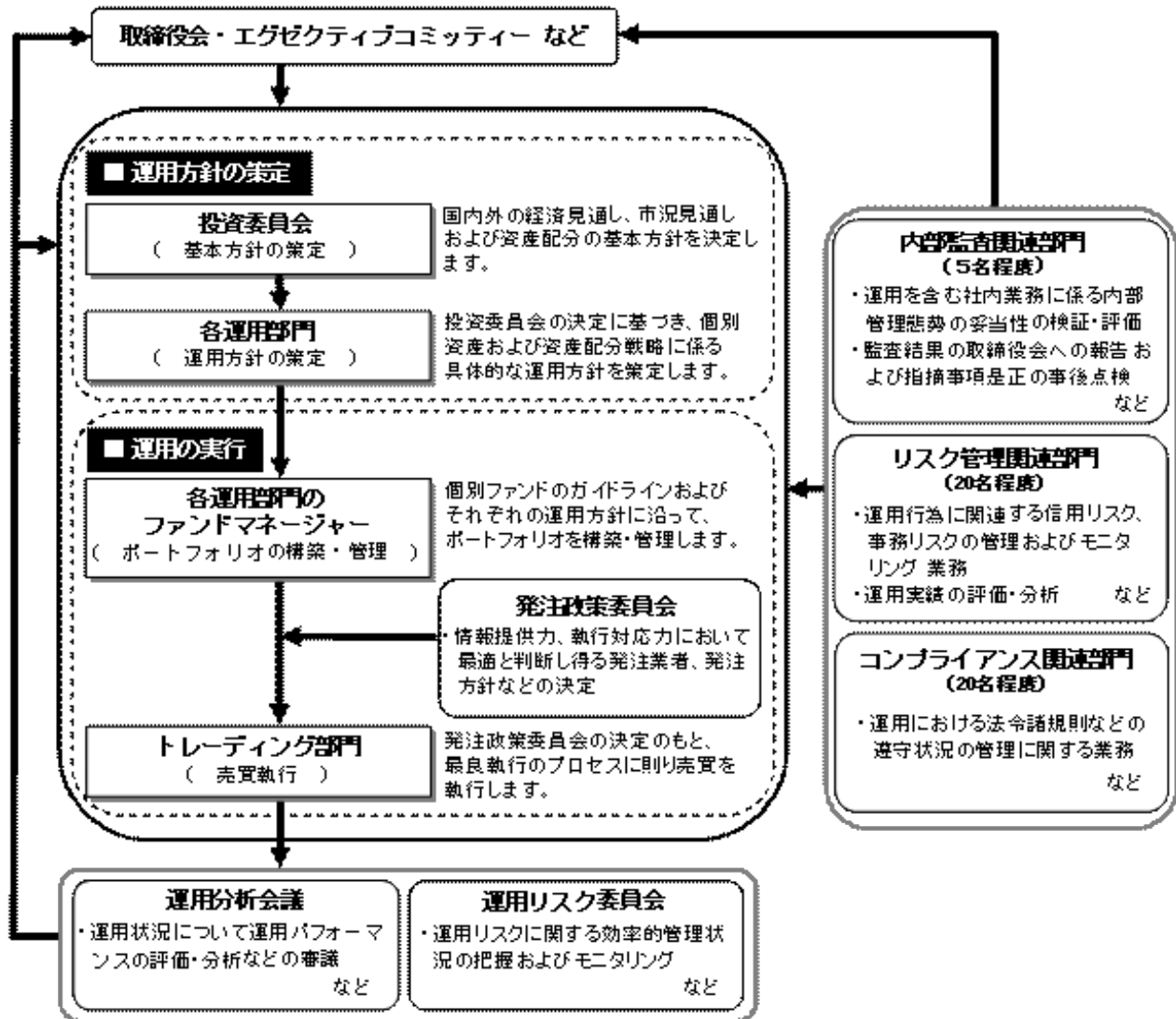
- 11) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)で12)に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 14) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
- 15) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの

(3) 運用体制
<更新・追加>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は平成24年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(5) 投資制限

約款に定める投資制限

<訂正前>

1) ~ 14) (略)

2012年8月18日より、以下の様に変更する予定です。

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、次に定める要件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についても投資することを指図することができるものとします。
 - イ) 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限り、）を継続的に提出している発行会社、または金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限り、）を提出している発行会社
 - ロ) 会社法に基づく監査（会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づいて行なわれた監査を含みます。以下同じ。）が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社
 - ハ) 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に基づく監査が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社
- 3) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の75%以下とします。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることが出来ます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない

公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

<訂正後>

（削除）

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、次に定める要件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についても投資することを指図することができるものとします。
 - イ) 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。）を継続的に提出している発行会社、または金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。）を提出している発行会社
 - ロ) 会社法に基づく監査（会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づいて行なわれた監査を含みます。以下同じ。）が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社
 - ハ) 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に基づく監査が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社
- 3) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の75%以下とします。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこ

これらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

< その他の留意事項 >

- ・ 運用制限や規制上の制限に関する事項

< 訂正前 >

(略)

2012年8月18日より、以下の様に変更する予定です。

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

<訂正後>

(削除)

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) リスク管理体制

<訂正前>

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>

(略)

上記体制は平成24年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(略)

上記体制は平成24年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

信託報酬

<訂正前>

(略)

2012年8月18日より、以下の様に変更する予定です。

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.8585%（税抜1.77%）の率を乗じて得た額とします。

<訂正後>

(削除)

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.8585%（税抜1.77%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

<訂正前>

(略)

2012年8月18日より、以下の様に変更する予定です。

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.8585% (1.77%)	販売会社と 受託会社へ の配分を除 いたもの	0.9450%	0.1050%
100億円超			(0.90%)	(0.10%)
1,000億円以下の部分			0.9975%	0.0840%
1,000億円超の部分			(0.95%)	(0.08%)
			1.0500%	0.0630%
			(1.00%)	(0.06%)

括弧内は税抜です。

販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定され、受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

< 訂正後 >

（削除）

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.8585% (1.77%)	販売会社と 受託会社へ の配分を除 いたもの	0.9450% (0.90%)	0.1050% (0.10%)
100億円超 1,000億円以下の部分			0.9975% (0.95%)	0.0840% (0.08%)
1,000億円超の部分			1.0500% (1.00%)	0.0630% (0.06%)

括弧内は税抜です。

販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定され、受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

5【運用状況】

<更新・追加>

以下の運用状況は2012年6月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	9,242,196,160	96.38
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	347,419,430	3.62
合計(純資産総額)		9,589,615,590	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	アンリツ	電気機器	823,000	1,037.00	853,451,000	896.00	737,408,000	7.69
日本	株式	遠藤照明	電気機器	318,800	1,784.00	568,739,200	2,176.00	693,708,800	7.23
日本	株式	富士重工業	輸送用機器	1,057,000	618.00	653,226,000	637.00	673,309,000	7.02
日本	株式	太平洋セメント	ガラス・土石製品	3,331,000	193.00	642,883,000	182.00	606,242,000	6.32
日本	株式	東京建物	不動産業	1,361,000	302.00	411,022,000	297.00	404,217,000	4.22
日本	株式	イオンクレジットサービス	その他金融業	248,500	1,376.57	342,080,037	1,472.00	365,792,000	3.81
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	818,000	467.67	382,559,888	423.00	346,014,000	3.61
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	106,000	2,299.00	243,694,000	2,953.00	313,018,000	3.26
日本	株式	住生活グループ	金属製品	183,100	1,547.00	283,255,700	1,678.00	307,241,800	3.20
日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	115,600	2,800.00	323,680,000	2,631.00	304,143,600	3.17
日本	株式	DOWAホールディングス	非鉄金属	618,000	519.00	320,742,000	491.00	303,438,000	3.16
日本	株式	島津製作所	精密機器	433,000	704.00	304,832,000	685.00	296,605,000	3.09
日本	株式	村田製作所	電気機器	65,300	4,644.58	303,291,689	4,155.00	271,321,500	2.83
日本	株式	電気興業	電気機器	647,000	385.00	249,095,000	415.00	268,505,000	2.80
日本	株式	トプコン	精密機器	460,000	563.00	258,980,000	579.00	266,340,000	2.78
日本	株式	ゼビオ	小売業	143,800	2,208.00	317,510,400	1,817.00	261,284,600	2.72
日本	株式	三菱重工業	機械	705,000	390.00	274,950,000	322.00	227,010,000	2.37
日本	株式	ケネディクス	サービス業	18,884	14,853.15	280,486,962	11,380.00	214,899,920	2.24
日本	株式	光通信	情報・通信業	56,500	2,692.00	152,098,000	3,515.00	198,597,500	2.07
日本	株式	トーセイ	不動産業	6,025	31,900.00	192,197,500	31,550.00	190,088,750	1.98
日本	株式	日本ビストンリング	機械	1,047,000	180.31	188,793,949	159.00	166,473,000	1.74
日本	株式	シャープ	電気機器	411,000	473.62	194,661,606	402.00	165,222,000	1.72
日本	株式	フージャースコーポレーション	不動産業	2,274	67,900.00	154,404,600	60,900.00	138,486,600	1.44
日本	株式	新元工業	電気機器	511,000	336.00	171,696,000	270.00	137,970,000	1.44
日本	株式	DCMホールディングス	小売業	243,900	624.00	152,193,600	565.00	137,803,500	1.44
日本	株式	オーデリック	電気機器	90,900	1,183.00	107,534,700	1,424.00	129,441,600	1.35
日本	株式	ミヤチテクノス	電気機器	192,800	664.00	128,019,200	571.00	110,088,800	1.15
日本	株式	日本通信	情報・通信業	12,073	9,410.00	113,606,930	8,730.00	105,397,290	1.10
日本	株式	カイオム・バイオサイエンス	医薬品	106,000	1,292.00	136,952,000	915.00	96,990,000	1.01
日本	株式	第一興商	卸売業	59,900	1,653.00	99,014,700	1,601.00	95,899,900	1.00

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	国内	医薬品	1.01
		ガラス・土石製品	6.77
		非鉄金属	3.16
		金属製品	3.20
		機械	5.09
		電気機器	27.23
		輸送用機器	14.77
		精密機器	5.87
		その他製品	0.63
		情報・通信業	7.36
		卸売業	1.00
		小売業	4.83
		その他金融業	3.81
		不動産業	7.64
		サービス業	3.98
合 計	96.38		

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績
純資産の推移

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第3計算期間末	2003年 4月21日	63,875	63,875	0.5205	0.5205
第4計算期間末	2004年 4月20日	97,814	97,814	0.9637	0.9637
第5計算期間末	2005年 4月20日	85,724	85,724	0.9951	0.9951
第6計算期間末	2006年 4月20日	135,106	135,898	1.7053	1.7153
第7計算期間末	2007年 4月20日	73,553	73,553	1.2623	1.2623
第8計算期間末	2008年 4月21日	32,449	32,449	0.6865	0.6865
第9計算期間末	2009年 4月20日	15,623	15,623	0.3515	0.3515
第10計算期間末	2010年 4月20日	16,063	16,063	0.4341	0.4341
第11計算期間末	2011年 4月20日	12,413	12,413	0.3740	0.3740
第12計算期間末	2012年 4月20日	10,240	10,240	0.3432	0.3432
	2011年 6月末日	12,539	-	0.3875	-
	7月末日	12,218	-	0.3808	-
	8月末日	11,002	-	0.3449	-
	9月末日	10,036	-	0.3174	-
	10月末日	10,267	-	0.3277	-
	11月末日	9,210	-	0.2965	-
	12月末日	9,092	-	0.2960	-
	2012年 1月末日	9,311	-	0.3045	-
	2月末日	10,097	-	0.3345	-
	3月末日	10,620	-	0.3536	-
	4月末日	10,191	-	0.3421	-
	5月末日	9,223	-	0.3122	-
	6月末日	9,589	-	0.3274	-

分配の推移

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第3期	2002年 4月23日～2003年 4月21日	0
第4期	2003年 4月22日～2004年 4月20日	0
第5期	2004年 4月21日～2005年 4月20日	0
第6期	2005年 4月21日～2006年 4月20日	0.0100
第7期	2006年 4月21日～2007年 4月20日	0
第8期	2007年 4月21日～2008年 4月21日	0
第9期	2008年 4月22日～2009年 4月20日	0
第10期	2009年 4月21日～2010年 4月20日	0
第11期	2010年 4月21日～2011年 4月20日	0
第12期	2011年 4月21日～2012年 4月20日	0

収益率の推移

期	期間	収益率（%）
第3期	2002年 4月23日～2003年 4月21日	18.75
第4期	2003年 4月22日～2004年 4月20日	85.15
第5期	2004年 4月21日～2005年 4月20日	3.26
第6期	2005年 4月21日～2006年 4月20日	72.37
第7期	2006年 4月21日～2007年 4月20日	25.98
第8期	2007年 4月21日～2008年 4月21日	45.62

第9期	2008年 4月22日～2009年 4月20日	48.80
第10期	2009年 4月21日～2010年 4月20日	23.50
第11期	2010年 4月21日～2011年 4月20日	13.84
第12期	2011年 4月21日～2012年 4月20日	8.24

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第3期	2002年 4月23日～2003年 4月21日	3,012,549,235	79,043,405,118
第4期	2003年 4月22日～2004年 4月20日	11,738,677,907	32,971,109,370
第5期	2004年 4月21日～2005年 4月20日	13,080,142,229	28,423,174,770
第6期	2005年 4月21日～2006年 4月20日	27,838,660,324	34,760,459,819
第7期	2006年 4月21日～2007年 4月20日	3,581,295,271	24,539,038,931
第8期	2007年 4月21日～2008年 4月21日	864,489,116	11,865,548,287
第9期	2008年 4月22日～2009年 4月20日	2,257,604,051	5,077,124,155
第10期	2009年 4月21日～2010年 4月20日	117,706,091	7,565,486,716
第11期	2010年 4月21日～2011年 4月20日	1,073,977,841	4,885,434,443
第12期	2011年 4月21日～2012年 4月20日	463,401,368	3,814,828,147

(参考情報)

運用実績

2012年6月29日現在

基準価額・純資産の推移

(円) (2002年6月末～2012年6月末)



基準価額…………… 3,274円
純資産総額…………… 95.89億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金込基準価額は、2002年6月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金込基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2008年4月	2009年4月	2010年4月	2011年4月	2012年4月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	100円

主要な資産の状況

<投資テーマ別株式組入状況>

投資テーマ	比率
新消費・サービス産業	6.1%
インテリジェント・ロボティクス	13.8%
コンテンツ/ネットワーク・サービス	20.3%
ジャパン・リサイクル(日本再生)	23.4%
ニューライフスタイル・クリエーション	4.9%
新エネルギー・環境サービス産業	31.4%
その他	0.0%

※対組入株式時価総額比です。

※上記投資テーマは将来変更になる場合があります。

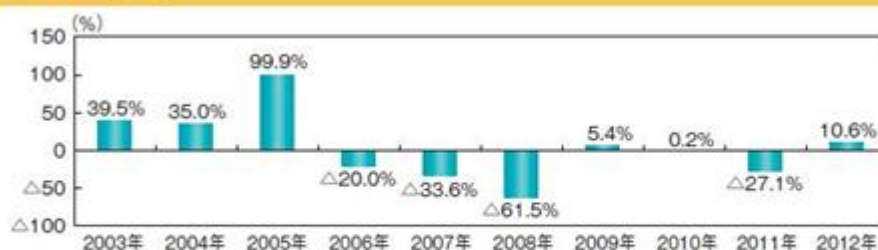
※上記は、日興アセットマネジメントによる運用への移行前の投資テーマに基づきます。

<株式組入上位10銘柄> (銘柄数:40銘柄、うち外国株式0銘柄)

	銘柄	通貨	業種	比率
1	アンリツ	日本円	電気機器	7.69%
2	遠藤照明	日本円	電気機器	7.23%
3	富士重工業	日本円	輸送用機器	7.02%
4	太平洋セメント	日本円	ガラス・土石製品	6.32%
5	東京建物	日本円	不動産業	4.22%
6	イオンクレジットサービス	日本円	その他金融業	3.81%
7	いすゞ自動車	日本円	輸送用機器	3.61%
8	ソフトバンク	日本円	情報・通信業	3.26%
9	住生活グループ	日本円	金属製品	3.20%
10	アイシン精機	日本円	輸送用機器	3.17%

※対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2012年は、2012年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

(5) その他

関係法人との契約について

<訂正前>

(略)2012年8月18日より、以下の様に変更する予定です。

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

<訂正後>

(削除)

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第3【ファンドの経理状況】

2【ファンドの現況】

<更新・追加>

以下のファンドの現況は2012年6月29日現在です。

純資産額計算書

資産総額	9,632,492,563 円
負債総額	42,876,973 円
純資産総額 (-)	9,589,615,590 円
発行済口数	29,287,939,583 口
1口当たり純資産額 (/)	0.3274 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

<更新・追加>

1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

平成24年6月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機関

・株主総会

取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などを行いません。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(平成24年6月末現在)

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

(平成24年6月末現在)

2 事業の内容及び営業の概況

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成24年6月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	428	68,068
株式投資信託	362	54,660
単位型	42	1,071
追加型	320	53,588
公社債投資信託	66	13,408
単位型	49	586
追加型	17	12,822
投資法人合計	1	28

3 委託会社等の経理状況

(略)

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

- (1) 受託会社
(略)
- (2) 販売会社
(略)
- (3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成23年9月末現在)	事業の内容
ファンネックス・アセット・ マネジメント株式会社	498百万円	資産運用に関する業務を営 んでいます。

2012年8月18日より、以下の様に変更する予定です。

(削除)

<訂正後>

- (1) 受託会社
(略)
- (2) 販売会社
(略)
- (削除)

2 関係業務の概要

<訂正前>

- (1) 受託会社
(略)
- (2) 販売会社
(略)
- (3) 投資顧問会社

ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社

・委託会社から、日本株式の運用指図権限の委託を受けファンドの運用（投資一任）を行ない
ます。

・外国株式および株式以外の資産の運用に関する情報提供および投資助言を行ないます。

2012年8月18日より、以下の様に変更する予定です。

(削除)

<訂正後>

- (1) 受託会社
(略)
- (2) 販売会社
(略)
- (削除)

3 資本関係

< 訂正前 >

(1) 受託会社

(略)

(2) 販売会社

(略)

(3) 投資顧問会社日興アセットマネジメント株式会社は、ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社の発行済株式総数の13.09%を保有しております。(平成23年9月末現在)2012年8月18日より、以下の様に変更する予定です。(削除)

< 訂正後 >

(1) 受託会社

(略)

(2) 販売会社

(略)

(削除)